

鶴岡市出産・子育て応援金事業

Q&A～よくある質問～



**Q1 出産・子育て応援金の申請書はどこで
もらえますか？**

A1

○出産応援金の申請書は妊娠届出の面談時に、
子育て応援金の申請書は出生後の赤ちゃん訪問
の面談時にお渡しします。

**Q2 出産・子育て応援金の申請書を紛失し
ました。再発行できますか？**

A2

○どちらも申請書は再発行できます。表面の問い
合わせ先までご連絡ください。
○申請期限がありますのでご注意ください。

**Q3 出産・子育て応援金の給付は誰が受け
取ることができますか？**

A3

○この事業は、応援金の給付と妊娠中から出産・
子育ての相談支援を一体的に行うものです。
○出産応援金は、妊娠届出時に面談を受けた妊婦
さんが給付対象者となります。
○子育て応援金は、出生後の赤ちゃん訪問時に面
談を受けた生まれたお子さんを養育する方（養
育者）が給付対象者となります。
○上記の給付対象者が申請を行ってください。

**Q4 妊娠届出後に流産、死産となりまし
た。出産応援金の給付を受けることは
できますか？**

A4

○妊娠届出後に流産、死産となった場合について
も、出産応援金の給付対象となります。

**Q5 双子を妊娠しました。応援金はいくら
受け取ることができますか？**

A5

○出産応援金は、多胎妊娠の場合も5万円の給付
となります。
○子育て応援金は、生まれたお子さん一人につき
5万円の給付となります。

**Q6 妊娠7か月頃のアンケートは必ず提出
しないとイケませんか？**

A6

○安心して出産を迎えられるよう、面談希望の有
無に関わらず必ずアンケートの提出をお願いし
ます。

**Q7 里帰り出産をしてしばらく滞在しま
す。子育て応援金の申請はどこにした
らよいですか？**

A7

○里帰り先の市町村で面談を受け、住民票のある
市町村へ子育て応援金を申請してください。
○里帰り先の市町村へ赤ちゃん訪問と面談を鶴岡
市が依頼しますので、里帰り先での赤ちゃん訪
問を希望する方は表面の問い合わせ先までご連
絡ください。

**Q8 妊娠届出後又は赤ちゃん訪問後に他
の市町村へ転出し、まだ出産・子育
て応援金の申請をしていません。こ
の場合、鶴岡市・転出先の市町村の
どちらへ出産・子育て応援金の申請
をすればよいですか？**

A8

○鶴岡市・転出先の市町村のどちらに申請いた
だいても構いません。ただし、転出先の市町村へ
申請する際は、転出先の市町村で改めて面談を
受ける必要があります。
○なお、鶴岡市・転出先の市町村の両方から給付
を受けることはできません。

**Q9 出生届を出した後、赤ちゃん訪問を受
ける前に他の市町村へ転出し、まだ
子育て応援金の申請をしていませ
ん。この場合、鶴岡市・転出先の市
町村のどちらへ子育て応援金の申請
をすればよいですか？**

A9

○転出先の市町村の面談を受けた後、転出先の
市町村へ申請してください。